

車両の通行の制限について（昭和53年12月1日 建設省道交発96号 各地方建設局長、都道府県知事、指定市長、関係公団総裁、  
理事長あて道路局長通達）  
最近改正 平成17年9月29日国道交第56号

改 正 案	現 行
<p>[別添1]</p> <p>特殊な車両の通行許可事務処理要領</p> <p>第1～第9（略） 第10（報告）</p> <p>（1）道路管理者は、申請件数、許可件数、協議件数、手数料収入額、告発件数、<u>許可の取消し件数</u>、措置命令件数、その他許可状況等について、前年度の許可状況等報告書（別記様式9から別記様式9の4まで）を作成し、毎年4月15日までに<u>国土交通省</u>道路局（道路交通管理課）に報告するものとする。</p> <p>（2）道路管理者は、特殊な車両に起因する事故（死亡者若しくは重症に係る事故、道路損傷に係る重大な事故又は長時間の通行止、交通渋滞等社会的に重大な影響を及ぼした事故）が発生したときは、すみやかに<u>国土交通省</u>道路局（道路交通管理課）に電話連絡するとともに、特殊車両事故報告書（別記様式10）により報告するものとする。</p> <p>附 則（略）</p> <p>別記様式1～9の3（略） <u>別記様式9の4 改正</u></p>	<p>[別添1]</p> <p>特殊な車両の通行許可事務処理要領</p> <p>第1～第9（略） 第10（報告）</p> <p>（1）道路管理者は、申請件数、許可件数、協議件数、手数料収入額、告発件数、措置命令件数、その他許可状況等について、前年度の許可状況等報告書（別記様式9）を作成し、毎年4月15日までに<u>建設省</u>道路局（道路交通管理課）に報告するものとする。</p> <p>（2）道路管理者は、特殊な車両に起因する事故（死亡者若しくは重症に係る事故、道路損傷に係る重大な事故又は長時間の通行止、交通渋滞等社会的に重大な影響を及ぼした事故）が発生したときは、すみやかに<u>建設省</u>道路局（道路交通管理課）に電話連絡するとともに、特殊車両事故報告書（別記様式10）により報告するものとする。</p> <p>附 則（略）</p> <p>別記様式1～9の3（略） <u>別記様式9の4</u></p>

特殊車両通行許可状況報告書（その3）  
（期間別許可数及び台数等）

(用紙A4)

項目 月別	期間別許可件数及びその台数						協議件数	回答件数	措置 命令 件数	許可 取消 件数	告発件数
	1年		6カ月		その他						
	件数	台数	件数	台数	件数	台数					
4月											
5月											
6月											
7月											
8月											
9月											
10月											
11月											
12月											
1月											
2月											
3月											
計											

別記様式10（略）

[別添2]

## 特殊車両の通行に関する指導取締要領

## 第1 趣旨

道路法（以下「法」という。）第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度（車両制限令（以下「令」という。）第3条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。）を超える車両（以下「特殊車両」という。）の通行に関し、第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する道路管理者の指導取締りについては、この要領の定めるところによる。

## 第2 指導取締りの実施

- 1 道路管理者は、その管理に係る道路における特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘案して、沿道その他の適切な場所に重量

特殊車両通行許可状況報告書（その3）  
（期間別許可数及び台数等）

(用紙A4)

項目 月別	期間別許可件数及びその台数						協議件数	回答件数	措置 命令 件数	告発件数
	1年		6カ月		その他					
	件数	台数	件数	台数	件数	台数				
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計										

別記様式10（略）

[別添2]

## 特殊車両の通行に関する指導取締要領

## 第1 趣旨

道路法（以下「法」という。）第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度（車両制限令（以下「令」という。）第3条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。）を超える車両（以下「特殊車両」という。）の通行に関し、第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する道路管理者の指導取締りについては、この要領の定めるところによる。

## 第2 指導取締りの実施

- 1 道路管理者は、その管理に係る道路における特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘案して、沿道その他の適切な場所に重量

計その他の車両計測機器を備えた指導取締基地を設置し、特殊車両を違法に通行させている者に対して定期的に指導取締りを実施するものとする。

2 道路管理者は、指導取締りを実施するに当たっては、あらかじめ所轄警察署等と協議し、指導取締りの現場に警察官の立会いを求める等緊密な連携を図り、万全を期すものとする。

3 指導取締りの現場責任者には、必ず道路監理員をもって充てるものとする。ただし、道路整備特別措置法第5条第1項に基づき機構が実施する場合は、同等の実施方法を確保するものとする。

4 指導取締りに当たっては、別記様式第1の特殊車両指導取締調書を作成するものとする。

5 指導取締りの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。  
(1) 指導取締りに従事する職員は、服装を統一し、保安帽を着用すること。  
(2) 指導取締りに従事する職員のうち、法第71条第5項の規定により道路監理員に命ぜられている者は、必ず同条第7項に規定する身分証明書を携帯するものとし、「道路監理員国土交通省」等を表示した腕章を着用すること。

6 道路管理者は、前記1から5までによるほか、必要に応じ、走行中の車両の重量等を自動的に計測できる装置（以下「車両重量自動計測装置」という。）を設置し、特殊車両を違法に通行させた者に対して指導取締りを実施するものとする。

### 第3 特殊車両を違法に通行させている者に対する道路管理者の措置

#### 1 措置命令

道路管理者は、次に掲げる区分に従い、当該特殊車両を違法に通行させている者に対し、別記様式第2により、措置命令を行うものとする。

(1) 法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させている場合においては、次により、それぞれ必要な措置を講ずることを命ずる。

(ア) 当該特殊車両の構造の一部を取りはずし又は積載貨物を分割することができるため、車両の幅、重量、高さ、長さ等の軽減等の措置を講ずることが可能である場合は、当該措置を講ずべきこと。

計その他の車両計測機器を備えた指導取締基地を設置し、特殊車両を違法に通行させている者に対して定期的に指導取締りを実施するものとする。

2 道路管理者は、指導取締りを実施するに当たっては、あらかじめ所轄警察署等と協議し、指導取締りの現場に警察官の立会いを求める等緊密な連携を図り、万全を期すものとする。

3 指導取締りの現場責任者には、必ず道路監理員をもって充てるものとする。ただし、道路整備特別措置法第5条第1項に基づき機構が実施する場合は、同等の実施方法を確保するものとする。

4 指導取締りに当たっては、別記様式第1の特殊車両指導取締調書を作成するものとする。

5 指導取締りの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。  
(1) 指導取締りに従事する職員は、服装を統一し、保安帽を着用すること。  
(2) 指導取締りに従事する職員のうち、法第71条第5項の規定により道路監理員に命ぜられている者は、必ず同条第7項に規定する身分証明書を携帯するものとし、「道路監理員建設省」等を表示した腕章を着用すること。

### 第3 特殊車両を違法に通行させている者に対する道路管理者の措置

#### 1 措置命令

道路管理者は、次に掲げる区分に従い、当該特殊車両を違法に通行させている者に対し、別記様式第2により、措置命令を行うものとする。

(1) 法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させている場合においては、次により、それぞれ必要な措置を講ずることを命ずる。

(ア) 当該特殊車両の構造の一部を取りはずし又は積載貨物を分割することができるため、車両の幅、重量、高さ、長さ等の軽減等の措置を講ずることが可能である場合は、当該措置を講ずべきこと。

(イ) 当該特殊車両の構造の一部の取りはずし又は積載貨物の分割が不可能である場合は、法第47条の2第1項の通行の許可を得るまでの間、通行を中止すべきこと。

(2) 法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合においては、当該条件に適合した措置を講ずべきことを命ずるほか、必要に応じて通行の中止等を命ずる。

(3) 道路管理者は、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合において、その違反の程度が軽微であり、前記(1)又は(2)の措置を講ずる必要がないと認められる場合は、前記様式第3により、指導警告を行うものとする。

## 2 許可の取消し

道路管理者は、次のいずれかの一に該当する場合においては、当該特殊車両の通行に係る法第47条の2第1項の規定による許可を受けた者に対し、当該許可が当該道路管理者に係るものであるときは、あらかじめ聴聞を行ったうえ、別記様式第4により当該許可を自ら取消し、当該許可が他の道路管理者に係るものであるときは、別記様式第5により、当該他の道路管理者に対し当該違法事実等について通知するものとする。

なお、許可を取消した場合には、すみやかに許可証を返還させるものとする。

(1) 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。

(2) 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

(3) 常習として、法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行さ

(イ) 当該特殊車両の構造の一部の取りはずし又は積載貨物の分割が不可能である場合は、法第47条の2第1項の通行の許可を得るまでの間、通行を中止すべきこと。

(2) 法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合においては、当該条件に適合した措置を講ずべきことを命ずるほか、必要に応じて通行の中止等を命ずる。

(3) 道路管理者は、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合において、その違反の程度が軽微であり、前記(1)又は(2)の措置を講ずる必要がないと認められる場合は、前記様式第3により、指導警告を行うものとする。

## 2 許可の取消し

道路管理者は、次のいずれかの一に該当する場合においては、当該特殊車両の通行に係る法第47条の2第1項の規定による許可を受けた者に対し、当該許可が当該道路管理者に係るものであるときは、あらかじめ聴聞を行ったうえ、別記様式第4により当該許可を自ら取消し、当該許可が他の道路管理者に係るものであるときは、別記様式第5により、当該他の道路管理者に対し当該違法事実等について通知するものとする。

なお、許可を取消した場合には、すみやかに許可証を返還させるものとする。

(1) 法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。

(2) 法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

### せたとき。

#### 3 告発

道路管理者は、次のいずれかの一に該当する場合においては、当該特殊車両を通行させた者を、別記様式第6((2))に該当する場合においては、別記様式第6の2)により告発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により告発するものとする。

(1) 法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故、若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。

(2) 法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

(3) 常習として、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

#### 4 積載貨物等の処理

道路管理者は、特殊車両を違法に通行させた者が、道路管理者の総重量の軽減等の措置命令に応じて積載貨物の分割等をした場合は、当該貨物を別の車両に積み替えさせる等の措置を講じさせるものとする。

#### 5 車両重量自動計測装置の計測結果に基づく指導警告

道路管理者は、車両重量自動計測装置の計測結果に基づき、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させた者に対し、別記様式第6の3により、指導警告を行うものとする。

#### 第4 指導取締結果の報告

1 道路管理者は、措置命令件数、許可の取消し件数及び告発件数について、特殊な車両の通行許可事務処理要領第10に基づき、同要領別記様式9の4により国土交通省道路局(道路交通管理課)あて報告するものとする。

2 道路管理者は、許可の取消しを行った場合においては、すみやかに当該許可取消し通知書その他の関係書類の写しを添付して、別記様式

#### 3 告発

道路管理者は、次のいずれかの一に該当する場合においては、当該特殊車両を通行させた者を、別記様式第6((2))に該当する場合においては、別記様式第6の2)により告発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により告発するものとする。

(1) 法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故、若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。

(2) 法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

(3) 常習として、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

#### 4 積載貨物等の処理

道路管理者は、特殊車両を違法に通行させた者が、道路管理者の総重量の軽減等の措置命令に応じて積載貨物の分割等をした場合は、当該貨物を別の車両に積み替えさせる等の措置を講じさせるものとする。

#### 第4 指導取締結果の報告

1 道路管理者は、措置命令件数及び告発件数について、特殊な車両の通行許可事務処理要領第10に基づき、同要領別記様式9により建設省道路局(道路交通管理課)あて報告するものとする。

2 道路管理者は、告発を行った場合においては、前記1の報告のほか、すみやかに当該告発状その他の関係書類の写しを添付して、別記

第6の4により、国土交通省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。

3 道路管理者は、告発を行った場合においては、すみやかに当該告発状その他の関係書類の写しを添付して、別記様式第7により、国土交通省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。

別記様式第1～第6の2（略）

別記様式第6の3及び第6の4 追加

様式第7により、建設省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。

別記様式第1～第7（略）

指 導 警 告 書

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

道路管理者 印

貴殿が通行させている車両(番号 \_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 台)は、車両重量自動計測装置による計測の結果、下記のとおり道路法の規定に違反していたので、今後はかかることのないよう十分注意されたく警告する。

記

1 違反日時、違反車両及び違反場所

別添一覧のとおり

2 違反内容

3 違反条項

4 その他

(備考)

- 1 \_\_\_\_\_ には、車検証との照合によって得られた車両の使用者及び住所を記載すること。
- 2 違反ごとに違反日時、違反車両の車両番号、違反場所、車両重量自動計測装置による計測結果等を記載した、違反事実の一覧を添付すること。

第 号  
年 月 日

国土交通省道路局長 殿  
(道路交通管理課長)

道路管理者 印

道路法違反者に対する特殊車両通行許可の取消しについて(報告)

県 市 線において、道路法第 条第 項の規定に違反して  
車両を通行させた者の特殊車両通行許可を 年 月 日取り消したの  
で下記のとおり報告する。

記

- 1 処分庁 道路管理者名
- 2 取消し処分を受けた者 住所  
氏名  
( 所属会社 所在地 )  
名称  
代表者
- 3 許可取消し通知書 別添写のとおり
- 4 違反状況及び許可の取消しに至った経緯  
別添のとおり

(備考)

- 1 には、道路種別及び路線名を記載すること。
- 2 には、違反条項を記載すること。

別記様式第7(略)